

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十六年三月二十六日（水）

午前十時開会

| 日程 | 事件番号 | 事件名 | 備考 |
|----|-------|--|----|
| 第一 | | 会期について | |
| 第二 | 議案第一号 | 平成二十五年度守口市門真市消防組合会計補正予算（第一号） | |
| 第三 | 議案第二号 | 守口市門真市消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案 | |
| 第四 | 議案第三号 | 守口市門真市消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例案 | |
| 第五 | 議案第四号 | 守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案 | |
| 第六 | 議案第五号 | 守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案 | |
| 第七 | 議案第六号 | 平成二十六年守口市門真市消防組合会計予算 | |

平成二十六年三月二十六日

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○ 議事日程

平成二十六年三月二十六日(水) 午前十時開会

日程第一 会期について

日程第二 議案第一号 平成二十五年度守口市門真市消防

組合会計補正予算(第一号)

日程第三 議案第二号 守口市門真市消防組合消防長及び

消防署長の資格を定める条例案

日程第四 議案第三号 守口市門真市消防組合消防賞じゆ

つ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例

例の一部を改正する条例案

日程第五 議案第四号 守口市門真市消防組合手数料条例

の一部を改正する条例案

日程第六 議案第五号 守口市門真市消防組合火災予防条

例の一部を改正する条例案

日程第七 議案第六号 平成二十六年年度守口市門真市消防

組合会計予算

○ 出席議員(十五名)

| | | | |
|-----|----|-----|----|
| 一番 | 岡本 | 宗城 | 議員 |
| 二番 | 大倉 | 基文 | 議員 |
| 三番 | 井上 | まり子 | 議員 |
| 四番 | 戸田 | 久和 | 議員 |
| 五番 | 吉水 | 丈晴 | 議員 |
| 六番 | 日高 | 哲生 | 議員 |
| 七番 | 亀井 | 淳 | 議員 |
| 八番 | 福西 | 寿光 | 議員 |
| 九番 | 真崎 | 求 | 議員 |
| 十番 | 松本 | 満義 | 議員 |
| 十一番 | 立住 | 雅彦 | 議員 |
| 十二番 | 和仁 | 春夫 | 議員 |
| 十三番 | 木村 | 剛久 | 議員 |
| 十四番 | 甲斐 | 礼子 | 議員 |
| 十五番 | 池嶋 | 一夫 | 議員 |

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

| | |
|--------|------|
| 管理者 | 西端勝樹 |
| 副管理者 | 園部一成 |
| 消防長 | 児玉勝美 |
| 次長 | 稲田英之 |
| 守口消防署長 | 脇田和治 |
| 門真消防署長 | 四橋勝 |
| 総務課長 | 久野隆博 |
| 予防課長 | 日比敏夫 |
| 警備課長 | 熊本正雄 |
| 司令課長 | 片山英樹 |
| 特別救助隊長 | 好川和彦 |
| 会計管理者 | 奥野清一 |

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

| | |
|-----------|------|
| 守口市市民生活部長 | 神野浩一 |
| 守口市危機管理課長 | 西端義晶 |
| 門真市総務部長 | 森本訓史 |
| 門真市危機管理課長 | 石丸琢也 |

○ 議会事務局出席職員

| | |
|-------------|------|
| 門真消防署庶務予防課長 | 前嶋文夫 |
| 総務課参事 | 益井治美 |
| 総務課課長補佐 | 山田幸彦 |
| 総務課主幹 | 降幡博 |
| 総務課総務係長 | 福田義生 |
| 総務課総務係長 | 阪本利弘 |
| 総務課総務係 | 大橋頼寛 |

~~~~~

午前十時開会

○ **立住雅彦議長** 皆さんおはようございます。これより組合議会定例会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表す次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件はすべて重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **立住雅彦議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、

議員各位におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、平成二十五年度補正予算を初め、条例及び平成二十六年年度予算の御審議をいたたくことと相成っております。なお、平成二十六年年度予算につきましては、署所の整備を初め、消防自動車等の更新整備を予定いたしておりますが、詳細につきましては、後ほど担当の方から御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ **立住雅彦議長** ありがとうございます。それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **山田幸彦総務課課長補佐** 御報告申し上げます。

本日は十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ 立住雅彦議長 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。三番井上議員、十三番木村議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第七、議案第六号「平成二十六年度守口市門真市消防組合会計予算」までの計七件を付議すべきこととなっております。

日程に先立ち、私から御報告申し上げます。

監査委員から、平成二十五年十二月から平成二十六年二月までに行われました「例月出納検査の結果について」及び平成二十五年十一月一日から平成二十六年二月二十七日までに実施されました「平成二十五年定期監査の結果報告」、また、管理者から「管理者の専決処分事項の指定に係る報告について」それぞれ文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

引き続き、日程に入ります。それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、議案第一号「平成二十五年守口市門真市消防組合会計補正予算（第一号）」を議題といたします。

○ 二番 大倉基文議員 議長

○ 立住雅彦議長 大倉議員

○ 二番 大倉基文議員 この際動議を提出いたします。

ただいま議題とされました議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されることを望みます。

○ 立住雅彦議長 ただいま大倉議員から、議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を

求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第一号「平成二十五年  
度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」につき  
まして御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件  
議一・一をお開きいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出  
予算の総額からそれぞれ三億五千七百五十九万二千円を減  
額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十二億六千三百二  
万千円にさせていたどうかとするものでございます。

また、第二条におきまして、債務負担行為の補正をさせ  
ていただくものでございます。

それでは、内容につきまして歳出から御説明申し上げます。  
恐れ入りますが、付議事件議一・八をお開きいただき  
たいと存じます。

減額の内容でございますが、本年度におきましては、早  
期退職者六名分の退職手当の増額に伴い、退職手当が四千  
三百五十八万七千円、消防職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例の改正に伴い、地域手当が千二百二十万円  
不足する状況でございますが、消防職員の給与の臨時特例

に関する条例の制定に伴いまして、一般職給で五千九百六  
十万円、共済組合負担金で千八百万円の不用額が生じると  
ともに、入札を実施しました結果、消防施設費の委託料で  
三百三十万円、自動車等購入費で六百五十万円、備品購入  
費であります高機能消防指令センター及び消防救急デジタ  
ル無線設備で三億二千五百九十七万九千円の不用額が生じ  
ましたことから、総計におきまして、三億五千七百五十  
九万二千円の不用額を計上したものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。恐れ  
入りますが、付議事件議一・五及び六にお戻りいただきた  
く存じます。

まず、国庫支出金でございますが、高規格救急車購入費  
の確定によりまして、八十二万九千円の減額があるもの  
消防救急デジタル無線設備の整備事業に対しまして、緊急  
消防援助隊設備整備費補助金四千九百四十七万五千円が交  
付決定されましたことから、総計で四千八百六十四万六千  
円を増額するとともに、繰越金において、平成二十四年度  
決算の繰越金追加分千四百四十二万六千円を増額しており  
ます。また、消防施設費の自動車等購入費及び備品購入費  
の減額並びに国庫補助金の増額に伴いまして、消防債の借  
入額を二億千九百八十万円減額計上することにより、分担

金で二億八十六万四千円の減額と相成ったものでございます。

なお、この補正によります分担金の減額分二億八十六万四千円の算出表は、付議事件議一・七のとおりでございます。守口市分が一億七百万円、門真市分が九千三百八十四万四千円の減額となります。

最後に第二表、債務負担行為の補正につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議一・三にお戻りいただきたく存じます。

平成二十六年四月一日から消費税が5%から8%へと増税されますことから、平成二十三年度に設定しております事務機器等借上事業につきまして、消費税増税分の債務負担行為を追加させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ **立住雅彦議長** 以上で、説明は終わりました。  
これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **立住雅彦議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を最終いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **立住雅彦議長** 討論なしと認めます。よって、討論を最終いたします。

これより、議案第一号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **立住雅彦議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第三、議案第二号「守口市門真市消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案」を議題いたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **山田幸彦総務課課長補佐** 議案第二号

守口市門真市消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案

守口市門真市消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を、次のように制定する。

平成二十六年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ **立住雅彦議長** 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第二号「守口市門真市消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議二・一及び二をお開き願いたいと存じます。

消防長及び消防署長の資格につきましては、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令で定められているところでありますが、平成二十五年九月六日付け市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が公布され、さらに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の消防組組織法において、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされましたので、本消防組合におきましても、条例を制定しようとするものです。

内容は第一条において、消防長の資格を規定しており、第一号として、消防職員として消防事務に従事した者で消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に一年以上あったものであること。

第二号として、守口市又は門真市の長の直近下位の内部組織の長又はこれと同等以上と認められる職に二年以上あった

ものであることとしております。

第二条では、消防署長の資格を規定しており、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に一年以上あったものであることとしております。

最後に本条例の附則といたしまして、平成二十六年四月一日から施行しようとするものとしております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第二号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案の

とおりの可決いたしました。

次に移ります。日程第四、議案第三号「守口市門真市消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課長補佐 議案第三号

守口市門真市消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十六年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第三号「守口市門真市消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議三、一及び二をお開き願

いたいと存じます。

本消防組合の賞じゆつ金関係事務につきましては、守口市門真市消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例に定められているところでありますが、今般、公益法人制度改革及び保険業法の改正により、財団法人大阪府消防賞じゆつ金共済会が一般財団法人大阪市町村消防財団に名称を変更し、条例中に引用する団体の名称に変更が生じたため、所要の改正をしようとするものです。

内容は、名称を変更する団体名を引用している第九条を削り、第十条を第九条とする改正でございます。

最後に本条例の附則といたしまして、平成二十六年四月一日から施行しようとするものとしております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を最終いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第三号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第四号「守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 議案第四号

守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十六年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 それでは、議案第四号「守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議四・一、議四・二及び付議事件参考資料議四・一を併せて御参照賜りますよう存じます。

平成二十六年一月二十九日付け政令第十七号地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令についてが公布されましたことから、危険物の規制事務に係る手数料を定める「守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案」を提案させていただいた次第でございます。

改正内容につきましては、手数料を徴収する消防事務を定める別表第一、危険物に係る手数料の二の項中九万千円を九万二千円に改めることとあります。

なお、附則でございますが、平成二十六年四月一日から施行いたしましたと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第四号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第六、議案第五号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 議案第五号

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十六年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 それでは、議案第五号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議五・一、議五・二及び付議事件参考資料議五・一、議五・二を併せて御参照りたいと存じます。

平成二十五年三月二十七日付け消防予第二百二十二号火災予防条例(例)の一部改正についてが消防庁次長より通知されましたことから、「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」を提案させていただいた次第でございます。

改正内容といたしましては、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、当該条号の整合を図るため規定の整理を行うこととなります。

なお、附則でございますが、平成二十六年四月一日から施行いたしたく考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、よろしく御審議の上、

御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第五号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第七、議案第六号「平成二十六年年度守口市門真市消防組合会計予算」を議題といたします。

議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第六号「平成二十六年

度守口市門真市消防組合会計予算」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件参考資料の議六・一及び二を御覧いただきたいと存じます。

まず予算の概要でございますが、予算総額が三十六億七百七十一万八千円で、前年度と比較いたしますと、十億千二百八十九万五千円、率にいたしまして、二十一・九%の減となっております。

歳出予算の性質別経費の比率は、人件費が八十九・二%、物件費が四・二%、投資的経費が一・四%、その他の経費が五・二%となっております。

それでは、予算書によりまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、予算書の一ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、予算の総額でございますが、第一条で歳入歳出それぞれ三十六億七百七十一万八千円と定めさせていただいております。

次に第二条、債務負担行為及び第三条、地方債でございます。恐れ入りますが、四ページをお開きいただきたいと存じます。

第二表、債務負担行為でございますが、記載のとおり複数年にわたる契約であります寝具類及びデータ通信専用回

線の借上事業について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に第三表、地方債でございますが、記載のとおり新規発行債について、借入れの限度額及び条件等を規定しようとするものでございます。恐れ入りますが、一ページにお戻りいただきたいと存じます。

第四条では、一時借入金 の最高額を五千二十万円と定めさせていただきますと存じます。

続きまして、内容につきまして歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、十五ページをお開きいただきたいと存じます。

一款議会費から十八ページ二款総務費までにつきまして、特段申し上げることはございません。

次に、十九ページ三款消防費、一項消防費、一日常備消防費につきましては、三十四億二千二百五十一万円を計上いたしております。そのうち、二節給料から二十ページ四節共済費までの人件費につきましては、給与費明細書といまして、二十六ページから三十ページに一般職の給料、職員手当の状況等を記載いたしております。

八節報償費から二十一ページ十四節使用料及び賃借料までは、特段申し上げることはございません。

二十二ページ十五節工事請負費は、消防本部浴槽改修工事、守口本署受付内装改修工事及び上野口出張所事務所内装改修工事を施すものでございます。

十八節備品購入費のうち、事業用器具費は消防用ホースを初め、各種警防、救急、救助用の資機材などの購入費用でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち、負担金は消防用ヘリコプター運営費、大阪府防災行政無線整備費などに対します負担金で、研修負担金にありましては、消防大学校、府立消防学校、救急救命士養成所を初め、その他専門教育機関に職員を研修派遣するものでございます。

二十三ページ二十二節補償、補填及び賠償金から二十七節公課費につきましては、特段申し上げることはございません。

続きまして、二目消防施設費は、五千二百四万七千円を計上いたしております。

十五節工事請負費につきましては、消防本部東側屋内階段内装改修工事及び千石出張所車庫内装改修工事を行うものでございます。

十八節備品購入費につきましては、高規格救急車、指令車、人員搬送車、指揮調査車、事務連絡車、各一台の合計

五台を整備するものでございます。

次に、二十四ページ四款公債費及び五款予備費につきましては、特段申し上げることはございません。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。恐れ入りますが、八ページにお戻りいただきたいと存じます。

二款使用料及び手数料から申し上げます。一項手数料につきましては、許可申請等手数料などの三百万円を計上いたしております。

次に、九ページ三款府支出金、一項府負担金にありましては、府立消防学校派遣教官人件費の返戻金、二項府補助金にありましては、消防用ヘリコプター運営費負担金に対します補助金でございます。

次に、十ページ四款財産収入、一項財産運用収入にありましては、基金によります利子、二項財産売却収入にありましては、車両更新に伴う廃車売却料でございます。

次に、十一ページ五款繰越金は、本年度につきましては、千万円を計上いたしております。

六款諸収入は、救急業務に関する覚書に基づきます西日本高速道路株式会社からの支弁金が主なものでございます。続きまして、十二ページ七款組合債は、消防車両の購入

及び大阪府防災行政無線再整備負担金に対しまして、五千二十万円を計上いたしております。

最後になりましたが、一款分担金及び負担金につきまして、御説明申し上げますので、再度八ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御説明申し上げました歳入以外に、三十五億三千六十五万円が必要となりますので、十四ページの算出表のとおり分担金として、守口、門真構成両市に御負担をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 立住雅彦議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 予算書の二十一ページのところ、委託料で職員の健康診断というところがあるんですけども、先ほどの二十五年度の予算の説明の中で職員の方が

六名早期退職されていることでしたけれども、お聞きするところによりますと中には病気でお亡くなりになられた方とか、報告説明を受けていたんですけども、特に

現場の消防又は救急の職員の方には非常に激務の中で、すね、頑張っていたらいてるわけなんですけれども、そのあたりの精神的なストレス対策や心のケア、また、健康管理についてはどのようなようにされているのかお聞かせいただけますか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 亀井議員の御質問にお答えいたします。まず、ストレス対策や心のケアにつきましては、構成両市の保健師による面談等が実施できるサポート体制を確立しております。また、大阪府市町村共済組合や大阪府立消防学校でも講師依頼されております兵庫県こころのケアセンターなどの専門医によるサポート体制も確立しており、平成二十六年には職員全体研修での講演会を同センターに講師依頼する計画をしております。

職員の健康管理につきましては、現在全職員に対し、定期健康診断を年一回実施しており、交替制勤務者には特別健康診断も行っております。また、希望者に対し、胃部及び大腸がん検診を実施し、人間ドックについては個人受診となっております。以上でございます。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 立住雅彦議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 是非ですね、消防の仕事というのは、マンパワーに頼るべきところが非常に大きいので、十分に職員の皆さんの健康管理等について講義していただきますように要望しておきます。以上です。

○ 立住雅彦議長 ただいまの亀井議員の御発言は、要望として受け賜っておきます。他にございませんか。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 新年度予算案の二十一ページ歳出、消防ポスターとあるんですけれども、それにかかわってちょっとお聞きします。よく消防に許可を得たとか、あそここの店は消防の許可に違反しているとかの言葉を耳にすることがあるんですけれども、公衆つまり公の衆に対しまして、公衆を相手にして飲食や接待、娯楽を提供する多種多様な店舗、だから食堂、レストラン、居酒屋、パチンコ、麻雀やキャバレー、スナック等々ですね。この多種多様な店舗に関して、まず、実際に店舗経営をする場合、消防はそれにどのようなかわるものなのかお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の実際に店舗経営をする場合、消防はそれぞれのようにかわるかにについての御質問にお答えいたします。

店舗等の防火対象物は、その使用又は用途の変更に際し、使用開始の七日前までに所轄消防署長に届け出なければならぬと守口市門真市消防組合火災予防条例第四十三条に定められております。また、建築基準法第九十三条により、建築確認申請において特定行政庁等が確認の審査を行う場合について、所轄消防署長の同意が求められ、この際に建築物に必要な消防用設備等及び届出書について指導しております。

その後、建築物が完成した折、消防用設備等の検査を消防法に基づき行い、各種の消防用設備等が消防法に適合しておれば、消防用設備等の設置者あてに消防設備等検査済証を交付いたしております。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 今の答え方からすると、用途変更したときに、そういう用途変更をしたという届出をしないことで用途変更していると、これは違法だということになるのか確認しておいてください。当然、届出書に基づいて指導していくわけですから、届出書の中にそういうことがあればそれ

も問題だということも確認しておいてください。

さてですね、消防の確認とかということについては、いろいろややこしいところも多いようで、そのお店が建物の一角にある店舗の場合と独立した店舗の場合とによって何か違いがあるようですがどうなのか。あるいは、人数にかかわる区分があれば、それについてもお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の防火対象物における人数に関する区分についての御質問についてお答えいたします。

消防法に定めている防火対象物の収容人員であります。飲食店舗や物販店舗等の混在する雑居ビル及び単体の店舗等で不特定多数の者が出入りする防火対象物で三十人以上、災害弱者等の入居施設で十人以上の防火対象物、共同住宅や工場等のその他の防火対象物で五十人以上で防火管理者が必要となります。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 今の人数というのは、店舗であればその従業員とその店舗の中のお客と合わせた人数とい

うことなんでしょうか。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 戸田副議長の言われたとおりでございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 続いてですね、それらの時々火事が出たという時に、消防法に違反していたとかいうのがニュースであったりするんですけども、こういう多種多様な店舗で発覚する消防法違反の事例とは、どういうものがあるのか。主だったものを多い順に五つくらい挙げてほしいと思います。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の防火対象物で発覚する消防法違反の事例についての御質問にお答えいたします。

立入検査における防火対象物で、消防法の不備事項が多いものが消防訓練の回数不足、消防用設備等の点検の報告、また、未実施等、誘導灯、表示灯の球切れがあり

ます。

また、立入検査において、防火戸、階段での不用品の存知については、その都度撤去及び除去をするよう指導しております。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 分かりました。続いてですね、守門消防で許可あるいは認可、確認とそういうことをしたそれらの店舗というのは、守口市内及び門真市内でそれぞれおよそ何件あるのかお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の守口市門真市における店舗数の件数についての御質問についてお答えいたします。

守口市及び門真市の平成二十四年度の実績として、防火対象物につきましては、守口市四千六百六十件、門真市四千七百四十八件の合計九千四百八件で、防火対象物使用開始及び変更の届出につきましては、守口市百二十四件、門真市百二十五件の合計二百四十九件であります。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 二市を合わせて九千四百件強の物件があるということで、大変な数ですね。これで消防署がですね、認可、確認を与えたものについて、許可した条件や消防法がちゃんと守られるようにするために、消防はどのように対処しているのか。啓発活動や講習、巡回、立入検査とかについてお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の消防法の遵守について、消防組合の対処についての御質問にお答えいたします。

防火対象物の消防法遵守状況の確認につきまして、不特定多数の者が出入りする防火対象物を消防法では特定防火対象物と言い、これを中心として定期的に立入検査を行っております。この特定用途防火対象物の立入検査につきましましては、平成二十四年度の実績として守口市二百七十七件、門真市二百六十五件の合計五百四十二件の立入検査を行っております。

さらに、通常の予防査察係の立入検査以外に警防係員が

消防車で市内を巡回した際において、新規防火対象物、あるいは、用途を変更していることを発見した場合、当該消防隊が立入検査を行い、必要な指導を行っております。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 では、そういうことに使う予算というのは、今回の予算書、予算ではどのように計上されているのかお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の今回の予算案での計上についての御質問についてお答えいたします。

今回の予算案の中では、予算書の費目で常備消防費、需用費、印刷製本費として火災予防啓発活動に防火ポスター及び立入検査時に相手方に交付する立入検査結果通知書等を予算計上しております。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 分かりました。さて、こういった店舗での消防法違反に関して、市民からの通報というの

は年間どれくらいあるものなのか、ほとんど無いのか。

また、二項目目としては、もし通報があった場合は、どのように対処しているのか。通報者が、全く匿名で自分の連絡先を言わない場合はどうか。通報者が自分の連絡先を明らかにしている場合はどうか。一括してお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の防火対象物での消防法違反に関する市民の通報についての御質問にお答えいたします。

市民からの通報はほとんどなく、市民から通報があったとき、その通報者が身分を明らかにした場合、また、匿名の場合であっても同様に必要な立入検査を行い、消防法令に適合するよう指導しております。なお、通報者はその結果を知らせてほしいとのことであれば情報提供できる範囲で後日連絡をいたしております。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 分かりました。さて、最初の方に伺った用途変更とか人数のところでもちよつと確認をしま

すけれども、人数というのは、従業員とお客の人数だと。

ここはさつき店の中にあると言いましたけれども、これはお客の人数とは座席数、それは店の座席数のことだと思っただけでもどうかということ。従業員数は非正規、正規を問わずにバイトでもパートでもとにかく従業員だということだと思っただけでもどうか。人数の定義について確認したい。

それから、例えば座席数十名で申請しておいて消防署の認可を得て、後で座席数を実は二十に増やして商売しているというふうな場合があった場合ね。これは用途変更、まあ本来、これは人数で言うところとか三十とか五十とかありますから、この十で、例えばこの区分ですね、三つの区分があるけれども、その区分を超えた座席数を増やして区分を超えてしまっているのに、その区分を超えてることの届出をしないで営業をしているという場合は、違反になると思うんですがそこらへんを併せてお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの戸田副議長の御質問にお答えいたします。

人数に関しましては、従業員につきましては通常時間帯にいる人数で算定しております。客数につきましては、椅子数又は椅子がない場合につきましては、床面積を三平方メートル、四平方メートルという消防法に定めてます面積によつて収容人員を算定しております。

届出があつた以後に人数が増えた場合につきましては、先ほど申しましたように、立入検査で人数の確認を、必要であれば防火管理者の届出を出すように先ほど言っております。立入検査通知書に基づいて、関係者の方に指導しております。以上でございます。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 最後に、門真守口で非常に密集したところに、部分的にごにやごにやとしてるお店があつたりいろいろしているわけなんですけれども、新聞とかでよく見るどつかの雑居ビルで消防法違反の状態がずっと続いて、それが原因で火が出たとか火災の被害者が多かつたという事件があるんですけれども、門真守口の管内では、その消防法違反にかかわつて火事が出たとか火事が拡大したとか、そういう事例は最近ありますでしょうか。ざつとでいいんで。

○ 立住雅彦議長 すぐに出ますか。

今、手元に資料が無いみたいなので、後ほど副議長に知らせることといたします。

○ 四番 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 四番 戸田久和副議長 多分、ニュースで聞いた記憶がないので、幸いにも消防管内ではそういうことが起こっていないのだらうと。それだけ、消防の方がね、やっぱり親身に指導したり確認したり、また、地域の人もそれに協力してることだらうと思えますが、今後ともなんせ九千四百件以上あるわけなので十分な注意で火災が、不用な火災を招かないようかどうかお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○ 立住雅彦議長 他に質疑はございませんか。

○ 九番 真崎求議員 議長

○ 立住雅彦議長 真崎議員

○ 九番 真崎求議員 関連してお尋ねしたいと言いますか、特定防火対象物についてでありますけれども、これは用途廃止をすることによつて、特定防火対象物では無くなると思ふんですが、しかしながら、特定防火対象物であつたがゆえをもつて、用途廃止するときです、特別

な手立てが必要なのかどうか一般的にお答えください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの真崎議員の御質問にお答えいたします。

用途が閉鎖、対象物が閉鎖につきましては、特段消防施設については別段ございません。ただし、出入口の施錠、またライフラインの切断等を指導しております。それにつきましては、放火に対する指導等もさせていただいております。以上でございます。

○ 九番 真崎求議員 議長

○ 立住雅彦議長 真崎議員

○ 九番 真崎求議員 具体的にお示しをしてお答えいただきたいのですが、三月三十一日をもって守口の市民会館が廃館になる。これは、特定防火対象物でございますから、これが廃館になることによつてですね、特段の手立ては必要ないというふうな理解をしたわけですが、この間、守口市という地方公共団体から市役所なり、消防の方に対してですね、いろいろ御相談があったと思うんですが、最終的に消防としてですね、守口市という公共団体に対して行った指導という結論をお聞かせ願いた

いと思えます。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 ただいまの真崎議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの市の方への指導の件につきましては、消防設備の運用に関しては一切行っておりません。ただし、先ほど言いました出入口の施錠、またライフラインの遮断等の指導をしております。ただし、市の方から地下にあります地下水が湧くポンプの使用について相談がありましたので、必要最小限として使用してくださいという指導をしております。以上でございます。

○ 九番 真崎求議員 結構でございます。

○ 立住雅彦議長 他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 ないようでございますので、よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よつて、討論を終結いたします。

これより議案第六号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 立住雅彦議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御提出いたしましたすべての案件につきまして、終始慎重に御審議の上、速やかなる御決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議員各位より賜りました御意見等につきましては、今後の消防行政に反映させてまいる所存でございます。

終わりに、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たっての私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○ 立住雅彦議長 ありがとうございます。続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、滞りなく全日程を終わらせていただき、誠にありがとうございました。

ここに深く感謝の意を表しますとともに、今後とも消防組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前十時五十二分閉会

~~~~~